

《中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定基準》

◎ 認 定 基 準

次のいずれかに該当すること。	
①	経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
②	経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%（端数切捨て）以上であること。

◎ 必 要 書 類

①	認定申請書（法人＝会社の実印、個人事業主＝代表者個人の実印を押印したもの）	2 部
②	法人＝直近の履歴事項証明書（全部）（コピー可）	1 部
	個人事業主＝直近の所得税確定申告書一式（青色決算書or収支内訳書を含む）の写し	1 部
③	指定事業者（再生手続開始申立等事業者）に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権を確認できる書類。	1 部
④	直近決算書の写し一式（確定申告書、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書）	1 部

※原則として、法人にあつては本店登記地、個人事業主にあつては事業所（店舗）所在地を管轄する市区村長が認定を行います。

※1号認定は、当該指定事業者（再生手続開始申立等事業者）の指定期間内での認定となりますので、ご注意ください。

※この認定は、中小企業信用保険法に基づく「特定中小企業者」の確認を行うものです。この認定を用いてどのような支援（融資）を受けるのかについては、取引金融機関とよくご相談ください。

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項
第1号の規定による認定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者
所在地
事業所名
代表者氏名

実印

(経済産業大臣が告示した指定事業者名を記入)

私は、 _____ が、平成 年 月 日、

(民事再生手続きなど、申立の事由を記入)

_____ の申立てを行ったため、下記のとおり同事業者に対する
売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、
中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 当該事業者に対する売掛金 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円
- 2 当該事業者に対する取引依存度 (A/B) _____ %
- A _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 までの当該事業者との
取引額等 _____ 円
- B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

平成 年 月 日 (_____)

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者 川口市長 奥ノ木 信夫

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項
第1号の規定による認定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者
所在地
事業所名
代表者氏名

実印

(経済産業大臣が告示した指定事業者名を記入)

私は、 _____ が、平成 年 月 日、

(民事再生手続きなど、申立の事由を記入)

_____ の申立てを行ったため、下記のとおり同事業者に対する
売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、
中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 当該事業者に対する売掛金 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円
- 2 当該事業者に対する取引依存度 (A/B) _____ %
- A _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 までの当該事業者との
取引額等 _____ 円
- B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

平成 年 月 日 (_____)

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者 川口市長 奥ノ木 信夫

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。